

川崎医療福祉学会誌 投稿規定 (平成16年10月6日改定)

1. 投稿内容
本誌への投稿原稿は、医療福祉およびその関連領域の学術的発展に寄与する論文とし、他誌に未発表のものに限る。
2. 投稿資格
本誌への投稿は、原則として川崎医療福祉学会会員に限る。共著者も論文掲載時には会員でなければならない。
3. 投稿承諾書
投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任を持つことを明示し、署名捺印した投稿承諾書（別添の書式に準じたもの）を添付するものとする。
4. 投稿の区分
投稿原稿は和文で、論文の区分は下記の基準によるものとする。
総説：一つのテーマに関連する多くの研究論文の総括、評価、解説等。
論説：各分野における活動、政策、動向などについての提案、提言。
原著：新知見または創意を含むもの。
短報：原著と同じ性格であるが、研究完成の前のもので、速報的に書かれたもの。
資料：調査、統計等に関するもの。
5. 投稿原稿
本規定および執筆規定に従うものとする。
6. 採否
投稿論文の採否は、査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。場合により、加筆、修正を求められることがある。修正を求められた場合は2週間以内に修正原稿を再投稿するものとする。その期限を過ぎた場合は新規の投稿論文として処理される。
7. 校正
著者校正は初稿のみとする。この際、文章の書き換え、図表の修正は原則として認めない。
8. 掲載料
掲載料は規定の範囲内までは無料とするが、それを超えるものに関しては実費負担とする。また、カラー掲載希望の場合も実費負担とする。
9. 別刷
別刷は30部まで無料（ただし表紙なし）とし、これを超える場合は、実費負担とする。
10. 著作権
本誌掲載後の論文の著作権は、川崎医療福祉学会に属する。但し、著者が使用する場合は本会の許諾を必要としない。
11. 投稿先
投稿原稿は、オリジナル原稿以外にコピー1部・投稿承諾書1部を同封し、簡易書留便にて下記宛に送付するものとする。また、掲載が決定した論文では、最終原稿をテキストファイル形式で保存したフロッピーディスクを併せて提出する。

〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学 川崎医療福祉学会誌編集委員長
12. 投稿規程の改正
投稿規程の改正は、編集委員会の議を経て行う。